

介護入門研修

介護に関する基本的な知識や介護に関する業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ研修会を開催します。

●●● 下記のとおり

日にち	時間	内容
8月24日(水)	9:00～ 9:50	介護保険制度について
	10:00～11:50	障がいの理解
	13:00～16:00	認知症とは
8月31日(水)	9:00～12:00	介護の基本
	13:00～16:00	基本的な介護の方法① 移動・移乗、食事介助等
9月7日(水)	9:00～12:00	基本的な介護の方法② 入浴・清潔保持、 排泄介助等
	13:00～16:00	基本的な介護の方法③ 着脱、整容、 口腔ケア介助等

●●● 介護に興味・関心がある方や介護職未経験者の方
※定年により退職された方、子育てがひと段落された方等幅広く募集します。

●●● ひまわり館

●●● 定 先着10名

●●● ￥無料

●●● 申 7月11日(月)～

電話または町保健センター窓口まで
問健康福祉課 ☎(57)4173

おれんじカフェ

「おれんじカフェ」とは認知症の方やその介護をされている方など、誰でも気軽に利用いただける憩いの場です。日頃の悩みや思いなどを同じ立場の人たちと共有しませんか。

●●● 7月14日(木)14時～15時※途中退出可

●●● ひまわり館

●●● 定 先着15名 ●●● ￥無料

●●● 容 講話「栄養バランスについて」

●●● 申 7月4日(月)～

電話または町保健センター窓口まで
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合があります。

問健康福祉課 ☎(57)4173

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)のお知らせ

【支給対象者】

①令和4年6月1日(基準日)時点で野木町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯

②住民税非課税世帯以外の世帯であって、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)

※ただし、「令和3年度に既に非課税世帯給付金を受給した世帯主を含む世帯」および、「住民税が課税されている方の扶養親族のみで構成される世帯」は、支給の対象外となります。

【支給額】

1世帯あたり10万円

※原則、世帯主の口座に振り込みます

【申請手続】

(ア)①の世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から野木町にお住まいの場合

支給対象となる世帯には、町から「確認書」を送付します。確認書の記載内容(世帯主の氏名・銀行口座など)をご確認の上、同封の返信用封筒でご返送ください。

(イ)世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合、または(ウ)②の世帯の方

給付金を受け取るには申請が必要です。申請書に必要事項をご記入のうえ、添付書類と併せて町保健センター窓口へ提出してください。(郵送可)

※イ・ウの方の添付書類の内容は、直接町保健センター窓口にお問合せください。

※各様式は町保健センター窓口または町ホームページより取得可能です。

【申請期限】

令和4年9月30日(金)まで

【支給日】

町が確認書(または申請書)を受理した日から2週間程度後に口座振込みします。

問健康福祉課 ☎(57)4196